

お母さんとお父さんが作る川越市子育てガイドマップ

令和  
5年度版

# こえどちゃん

施設情報・  
おでかけ情報

妊娠が  
分かったら

赤ちゃんが  
生まれたら

親子の健康

家庭への  
支援・助成

遊び場・  
仲間づくりの場

預ける・通う

相談窓口・  
子育て情報の確認

ママ・パパが  
作ったページ

川越MAP

小児救急電話相談

# 家庭への支援・助成

## ひとり親家庭への支援

制度名	内容	お問い合わせ先
児童扶養手当	父母の離婚、死亡または未婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している母子または父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。手当を受けるには条件があります。	
JRの通勤定期割引	児童扶養手当を受けている世帯に属する方が、JR通勤定期の割引が受けられる制度です。学割との併用はできません。	
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭と父子家庭および寡婦の経済的自立を図るため修学資金、就学支度資金などの福祉資金の貸し付けをしています。	
学習支援	児童扶養手当受給世帯の中学生を対象に、無料の学習支援を行います。また、保護者や児童の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用を一部補助します。	
シングルマザー交流会	ひとり親家庭が、子どもの養育などお互いの悩みを打ち明け、自立に向けた情報交換などを行える場を定期的に提供するための交流会です。	こども家庭課 ☎224-5821
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母、または父が、経済的自立のため資格の取得を目指し1年以上(※)修業する場合に、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として給付金を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。※半年以上の一定の講座も対象となる場合があります。	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母、または父が、経済的自立のため資格取得を目的とした講座を受講した場合、受講にかかった費用に相当する給付金(上限あり)を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。	
自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、就業支援専門員が相談者の方とハローワーク担当者とともに自立に向けたプログラムを策定し、就業に関する支援を行います。	

「ひとり親家庭のしおり」も読んでみてね!



市外局番(049)

## 障害児等への支援

制度名	内 容	お問い合わせ先
特別児童 扶養手当	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している父母、またはそれに代わる方に支給します。 ただし、子どもが障害を事由とする年金を受給できる場合や施設に入所している場合は除きます。 また、所得による制限があります。	こども政策課 ☎224-6278
障害児 福祉手当	20歳未満で次のいずれかに該当する方に支給します。 ●身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方 ●療育手帳(A)相当の方 ●精神障害、血液疾患などで上記2つと同程度の障害のある方 ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所中の方を除きます。 所得による制限があります。	
在宅心身障害者 手当	市内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方に支給します。 ●身体障害者手帳1～3級の方 ●療育手帳(A)～Bの方 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ただし、施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。	障害者福祉課 ☎224-5785
難病患者見舞金	市内に1年以上住所を有し(ただし、新生児については出生時より住民登録があれば1年未満でも申請できます。)、指定難病医療受給者証(埼玉県発行)・特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)・指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)・川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のうち、いずれかの交付を受けている方に支給します。	



市外局番(049)


## 医療費の助成制度

制度名	内 容	お問い合わせ先
こども医療	通院・入院ともに15歳になる年の年度末までの子どもの医療保険適用後の一部負担金を助成します。	こども政策課 ☎224-6278
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等の母(父または養育者)と18歳になる年の年度末(一定の障害のある場合は20歳未満)までの子どもの医療保険適用後の一部負担金を助成します。ただし所得制限があります。	
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A～Bおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方の保険診療一部負担金等を助成(精神障害者保健福祉手帳1級の方は、精神病床への入院費用は助成対象外)します。 ※本人の所得により助成対象外となる場合があります。	高齢・障害医療課 障害者医療担当 ☎224-6195
自立支援医療(精神通院)	てんかん、広汎性発達障害など精神疾患の通院医療費の一部を助成します。	障害者福祉課 ☎224-5785
指定難病等の医療給付	国および埼玉県が定める疾病(指定難病等)で保険診療での治療を受けた場合の医療費等の一部を助成します。	健康管理課 (総合保健センター内) ☎229-4124
未熟児養育医療	未熟児(出生時体重2,000g以下または一般状態、呼吸器系、消化器系等が未熟な状態の1歳未満の児)に対し、入院中の医療等の給付を行います。	
自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)に対し、医療等の給付を行います。	
結核児童療育医療	結核にかかり、入院治療を要する児童(18歳未満)に対して、医療等の給付を行います。	
小児慢性特定疾病医療	国が指定した慢性疾病にかかっている子どもに対して、医療等の給付を行います。	
不育症検査費助成	夫婦または妻が不育症の検査を受けた方を対象に、検査に要する費用の一部を助成します。(詳細はお問い合わせください。)	
早期不妊検査費助成	夫婦で不妊検査を受けた方を対象に、検査に要する費用の一部を助成します。(詳細はお問い合わせください。)	



市外局番(049)

## 多胎世帯への支援

制度名	内容	お問い合わせ先
多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	<p>多胎児の産前産後に、家事または育児の援助を行うヘルパーを無料でご家庭に派遣し、子育てを支援します。</p> <p>《利用できる方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多胎児の妊産婦の方 妊娠から産後1年までの間に32回</li> </ul> <p>※ 詳しくは、こども家庭課にお問い合わせください。</p> <p>《支援内容》</p> <p>授乳・沐浴介助、おむつ交換、掃除、洗濯、買い物、食事の用意、きょうだいのお世話など</p> <p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 留守番や保護者不在の送迎はできません。</li> <li>● 日常の家事の範囲でのサポートに限ります。</li> <li>● 前日17時以降のキャンセルは利用回数1回に数えます。</li> <li>● 申請は2週間前までをお願いします。</li> <li>● 利用日時について、ご希望にそえない場合があります。</li> <li>● 川越市外への派遣はできません。</li> </ul> <p>《利用日時》</p> <p>月曜日から金曜日の8:00～18:00 (土、日、祝日は要相談。年末年始を除く。) 原則1日に1回、2時間以内</p> <p>《申し込み方法》</p> <p>市ホームページをご確認ください。</p>	<p>こども家庭課 ☎224-5821</p> 

市外局番(049)

## 「お子さんのお薬工夫してみませんか？」

こどもは苦い薬や錠剤、カプセルなどが苦手なもの。処方されたお薬をなかなか飲んでくれない…ということも。そんな時、新薬と同等の品質・有効性・安全性をもつジェネリック医薬品に変更してみませんか？ジェネリック医薬品にはこどもが飲みやすいように工夫されたものもあるんです。例えば、飲みやすいジェネリック医薬品には、

● **苦みをおさえたお薬** ● **シロップやゼリー状のお薬** ● **小さな錠剤** などがあります。

かかりつけのお医者さんや薬剤師さんに相談して、こどもも大人も飲みやすいお薬を見つけてみませんか！

※お薬の中にはジェネリック医薬品に変更できないものもあります。かかりつけの医師・薬剤師にご確認ください。

お問い合わせ先 川越市国民健康保険課 管理保健担当 ☎049-224-6147

## パパ・ママ応援ショップ優待カード

18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭に配布する「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗等で提示すると、商品割引などの特典が受けられます。右記の協賛ステッカーまたはポスターが貼ってある県内の店舗で利用できます。優待カードは、有効期限が自動更新されるアプリ版(埼玉県LINE公式アカウント)が便利です。



### 入手方法

#### LINE版優待カード(スマートフォンをお持ちの方)

「LINE」アプリをスマートフォンにダウンロードの上、次の3ステップで利用できます(有効期限自動更新・市窓口での切替手続き不要)。

- ① 「埼玉県LINE公式アカウント(アカウント名:埼玉県庁)」を友だち追加
- ② トーク画面のメニューにおいて「魅力情報」をタップ
- ③ 「パパ・ママ応援ショップ優待カード」をタップし、利用者情報を入力

※詳しいダウンロード方法については、下記の県ホームページをご参照ください。  
また、操作方法等の不明点は、県へお問い合わせください。

「紙の優待カード」も引き続き利用できます。

#### 紙の優待カードの配布窓口(ご希望に応じて配布します)

市役所・こども育成課、市民センター、川越駅西口連絡所でお子さんの保険証や学生証等を確認後配布。

※その他県外から本市への転入手続き時、母子健康手帳の交付時にも配布。

協賛店は下記のホームページから確認できます。

埼玉県のページ	● 県内協賛店をジャンル別・市町村別に確認できます。 埼玉県(携帯・スマホ向けサイト) ▶	
パパ・ママ 応援ショップ 優待カード	● 事業の内容、カードの配布場所等について確認できます。 川越市(携帯・スマホ向けサイト) ▶	

全国の子育て支援パスポート事業協賛店でも利用できます。埼玉県外で利用できる協賛店は、右記の「全国共通ロゴマーク」が目印です。都道府県や協賛店舗によって、対象世帯、サービス内容、店頭における本人確認方法が異なりますので各都道府県のホームページをご参照ください。



問い合わせ先 こども育成課 ☎049-224-5724

# 川越スイミングスクール・ はぴねすくらぶ川越は 子育て世代を応援します!!



## 川越スイミングスクール



ベビー(親子)クラス



キッズ(親子)クラス

### 「子育て応援宣言!!」

他のスクールとココが違う!

お客様・保護者の方に  
ここが安心!! **返金保証**

\*ご入会後30日以内にかかる理由で退会される場合もお支払い頂いた費用を100%返金いたします。

#### その他にも

スイミング

幼児クラス  
小児クラス  
学童クラス

カルチャー

ヒップホップ  
ストリートダンス  
空手 モダンバレエ  
チアダンス カワイイ体育教室



放課後等デイサービス



### はぴねすくらぶの活動

「放課後等デイサービス はぴねすくらぶ」は、発達に不安のある子ども達のための通所型発達・発達支援施設です。また、子どもを取り巻く様々な問題をご家族との連携を大切に解決に向けてともに考えていきます。子ども達とご家族の「しあわせ」のお手伝いをさせていただきます。



はぴねすくらぶはプール及びスタジオでの療育を行っています。

プール



カルチャースタジオ



## 見学・体験・相談

お気軽にお問い合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。

おまかせ下さい  
47年の実績と信頼

## 川越スイミングスクール

☎049-244-8871

〒350-1126 川越市旭町2-15-7

川越スイミングスクール 検索

<https://www.swimming-school.jp/kawago/>

受付時間 火曜～土曜 ▶ 9:30～20:30 日曜 ▶ 9:00～19:30 定休日 ▶ 毎週月曜日

## はぴねすくらぶ川越

☎049-265-3480

〒350-1126 埼玉県川越市旭町2-13-1

はぴねすくらぶ川越 検索

<https://happines-sports-service.co.jp/happiness/>

発達に不安のある子ども達のための通所型発達・発達支援施設

受付時間 10:00～18:00 定休日 ▶ 毎週日曜日・祝日

